

平成二十一年五月十五日受領  
答弁第三七三号

内閣衆質一七一第三七三号

平成二十一年五月十五日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員滝実君提出国立学校における特別支援教育に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員滝実君提出国立学校における特別支援教育に関する質問に対する答弁書

一について

小学校、中学校、高等学校等において各学年の課程の修了又は卒業を認めるに当たっては、児童生徒の平素の成績を評価することとされており、発達障害のある児童生徒を含め、不登校の児童生徒については、保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること等の一定の要件を満たした場合には、各学校の判断により、例えば、レポートの提出を評価の対象に加えるなど、弾力的な対応が可能となっている。このことは、国立大学法人が設置する学校についても同様である。